

# 10 | 年金(4)

## — 障害年金と遺族年金 —

《本章の学習目標&ポイント》 本章では障害年金と遺族年金について、その基本的なしくみを学ぶ。いずれも、算定式などは前章で学んだ老齢年金が基本となっているので、それと比較しながら特徴をつかんで理解しよう。特に障害年金については、障害の程度に応じた種別があるということ、勤め人については基礎年金と厚生年金の両方が支給されることなどを確認しよう。遺族年金は死亡した被保険者に扶養されていた遺族に支給されるという、もともとの世帯単位の発想と、個人単位の基礎年金との組み合わせに由来する複雑さがあるが、その理由を理解し、全体の枠組みを把握しよう。

《キーワード》 障害基礎年金, 20歳前障害, 障害厚生年金, 遺族基礎年金, 遺族厚生年金, 遺族の範囲

---

## 1. 障害年金 — 障害になったとき —

### (1) 障害年金の基本的な特徴

障害年金についても、国民年金と厚生年金との2階建ての年金の構成や年金額の算定式などは、老齢年金を基本とした応用なのでそれほど難しくはないと思うが、高齢とは異なる「障害」というリスクの特性ゆえの違いがあるので、その点に気をつけよう。

第1は、老齢年金が支給されるまでには20歳から60歳まで誰もが40年という長い年月がかかるため、65歳から受け取る年金額もその間の保険料納付の実績に応じて変わっていた。しかし、障害という事故は年齢に関係なくある日突然生じ、場合によれば保険に加入してすぐに障害に

なることもある。そして多くの場合、その後は死亡するまで働けない、あるいは働きが制限されるという状態が継続する。このため、障害年金は、加入していた被保険者期間が短くても最低限度の額を保障する必要があるという点である。そこで、障害基礎年金は被保険者期間に関係なく満額が支給されるし、保険料免除期間中や学生等の納付特例期間中の事故であっても、要件に該当すれば満額の障害基礎年金を受け取ることができる。

また、保険料拠出との関連性が重視される障害厚生年金についても、被保険者期間中の平均標準報酬額と加入期間に応じた年金額となるものの、最低加入期間として25年（300ヶ月）が保障される。

第2に、障害という概念と程度に関する問題である。障害には、大きく分けると身体障害、知的障害、精神障害という3つのカテゴリーが設けられ、それぞれについて社会福祉制度として根拠となる法律があり、障害の種類ごとに障害の重さに応じた等級とその基準が設けられている。そして、該当する人にはそれを証明して社会福祉サービスを始めとするさまざまな支援制度を利用するための手帳制度も設けられている。

しかし、障害年金のしくみにおいては、年金という所得保障制度の目的に照らして、年金独自の障害認定基準を設けており、例えば身体障害者手帳や知的障害の療育手帳の重度の基準などと対応する場合ももちろん少なくないが、年金制度独自にその観点から基準を定め、独自に申請書に基づき専門家の審査を経て決定しているため、一致しない場合もある。

第3は、基礎年金の導入に伴う制度再編に由来する問題である。かつての（旧）国民年金は主に生活上の困難という視点から障害の重さに応じて1級と2級の2段階となっていたが、雇用労働者を対象とする厚生年金は主に労働能力の喪失・減少という観点から、より軽度の人を対象

として1級から3級まで、さらに軽度の場合の一時金の基準まで設けていた。この両制度を基礎年金の導入に伴い再編成したため、1級と2級の部分は(旧)国民年金に合わせて統一したが、厚生年金には独自にさらに3級の障害年金と一時金(障害手当金)まで設けている。これは両制度の対象者の働き方の違いとそれを踏まえたかつての両制度の違いを継承したものである。

## (2) 国民年金の障害基礎年金

### 1) 要件

障害基礎年金は、病気またはけがをして最初に診察を受けた日(初診日)に被保険者であるか、または被保険者だった人で60歳から65歳未満に該当する場合で、症状が治癒または固定した日、または固定せずに1年6ヶ月経過した日(障害認定日)において、1級または2級の障害の程度に該当する場合に支給される。

ただし、初診日の前々月までに被保険者期間があり、そのうち保険料納付済期間または保険料免除期間が3分の2に満たない場合、逆にいうと3分の1を超える保険料未納期間がある場合には、支給されない。

また、障害認定を受けた後に1年以上経過して、障害が重くなったり、逆に軽くなったりした場合、さらには別の障害が加わった場合など、その該当する障害等級が変わる場合には、本人の請求により、または厚生労働大臣の職権により、障害基礎年金の額の改定を行うことができる。

### 2) 年金算定式

障害基礎年金の額は、その障害の重さに応じて、次の2種類に分けられる。加入期間の長さは関係なく、保険料免除期間中や学生等の納付特例期間中の傷病が原因であっても、満額の年金が支給される。

年金額は、2級の場合に40年加入の満額の老齢基礎年金と同額で、1級の場合はその1.25倍になる。以下の金額は2015年度のもので、この額は老齢基礎年金と同様に、毎年の賃金・物価変動率に応じて改定される。

1級：2級の年金額×1.25=975,100円/年（81,258円/月）+子の加算額

2級：780,100円/年（65,008円/月）+子の加算額

子の加算額は、受給権者により生計を維持している子（18歳に到達した日の属する年度の3月末日以前、つまり簡単にいうと高等学校卒業まで）または20歳未満で1級または2級の障害に該当する子がいる場合に支給される。金額は、第1子と第2子は各224,500円、第3子以降は1人につき74,800円とされている。

### 3) 20歳前障害の特例

障害基礎年金も他の年金と同様に拠出制の年金である以上、傷病の発生時、より正確には障害の原因となった傷病の初診日において被保険者であることが大前提となる。これは保険の鉄則であり、これが崩れれば誰も保険に加入しなくなり、保険制度は成立しない。社会保険においてもこれは変わらない。

しかし、障害基礎年金については、この鉄則の唯一の例外がある。それが20歳前に初診日がある傷病により、20歳になった時点、あるいは20歳以後に障害認定日があった場合にはその日において、障害等級に該当する場合だ。先天性の障害の場合もこれに該当する。このような場合には、例外的に、障害基礎年金が支給される。これは、(旧)国民年金当時に拠出制年金の補完として設けられた、全額税財源による障害福祉年金を基礎年金導入時に障害基礎年金に組み入れたものだ。

この障害基礎年金は、本人の保険料納付がないことから、従来の障害福祉年金と同様に受給者本人の前年の所得要件（所得制限）が設けられ、前年の所得に応じて、年金額の2分の1または全額が支給停止される。また、保険料拠出をしているほかの被保険者の負担を増やさないように、これに必要な費用の5分の3は国庫負担とされている。

### （3）障害厚生年金

#### 1) 要件

障害厚生年金は、厚生年金制度から支給される障害給付である。要件は、傷病についての初診日において厚生年金の被保険者であったことと、障害認定日、つまりその傷病が治癒または固定した日、あるいは固定せずに1年6ヶ月を経過した場合にはその日において、障害の程度が1級、2級または3級の障害等級に該当する程度の障害の状態にあることである。ただし、初診日の前々月までの保険料納付の要件は障害基礎年金と同様である。

1級と2級は、いずれも障害基礎年金と同じ程度の障害である。勤め人の場合には、障害で働けなくなると労働の対価である給与が得られなくなるため、(旧)厚生年金においては国民年金の障害年金よりも広い範囲を対象としていた。このため、基礎年金の導入により再編された新しい制度においてもこれを引き継ぎ、2級より程度が軽い場合でも3級の障害厚生年金が支給される。さらに、これよりももっと軽い場合にも、一時金として障害手当金が支給される。

#### 2) 年金算定式

障害厚生年金の額は、次のとおりであり、基本的には老齢厚生年金の算定と同様である。ただし、被保険者期間が300ヶ月（25年）に満たな

い場合には、300ヶ月として計算される。また、1級と2級については障害認定日またはその後に受給権者によって生計を維持する65歳未満の配偶者がいる場合には、224,500円の加給年金額が支給される。

1級：2級の障害厚生年金額×1.25+配偶者加給年金額

2級：老齢厚生年金と同じ算定式+配偶者加給年金額

3級：老齢厚生年金と同じ算定式

ただし、被保険者期間が300ヶ月に満たない場合には、この額を被保険者期間で除した額に300を乗じ、300ヶ月相当額に増額される。

また、3級の場合には障害基礎年金がつかないため、その4分の3に相当する585,100円（2015年度）よりも低額となる場合には、この額が最低保障額とされる。

さらに、3級にも該当しないが一定程度の障害等級に該当する場合には、一時金として障害手当金が支給される。その額は3級の障害厚生年金の2倍に相当する額で、最低保障額は1,170,200円（2015年度）となる。

#### **(4) 障害年金の構成**

障害年金も老齢年金と同様の構造をしており、第1号被保険者は夫婦それぞれが個人単位で被保険者となり、障害になった場合にはその程度に応じて障害基礎年金を受給する。扶養する18歳以下の子がいる場合には加算される。

これに対して勤め人の場合には、本人は第2号被保険者として、またその被扶養配偶者は第3号被保険者として国民年金に加入し、障害になった場合には同じく本人が障害基礎年金を受ける。さらに勤め人本人が厚生年金の被保険者である間に障害になった場合には、障害基礎年金に加えて障害厚生年金を合わせて受給し、これに被扶養配偶者がいる場合には配偶者加給年金額が加算される。

このように、基礎年金が導入されたときの経緯から、勤め人の場合には、障害になった場合には障害基礎年金+障害厚生年金をいう組み合わせで2つの制度から年金を受給するのが基本原則である。

しかしながら、この原則どおりにいくと、例えば20歳台で障害になり障害基礎年金を受給し始め、その後がんばって会社に就職して厚生年金に加入し保険料を納め、60歳前に退職した場合などの事例で考えると、障害基礎年金を受給して勤めていなかった期間は国民年金の保険料免除期間となるため、減額された老齢基礎年金とあまり高くない給与で働いていた期間に対応する老齢厚生年金を合わせても、障害基礎年金の額よりも低い場合も少なくない。これでは、障害があってもできるだけ働こう、という意欲が阻害されてしまう。そこで、2004年の改正により、例外的に、障害基礎年金+老齢厚生年金という組み合わせが新しい選択肢として認められることになり、2006年4月から実施された。図10-1で確かめてみよう。

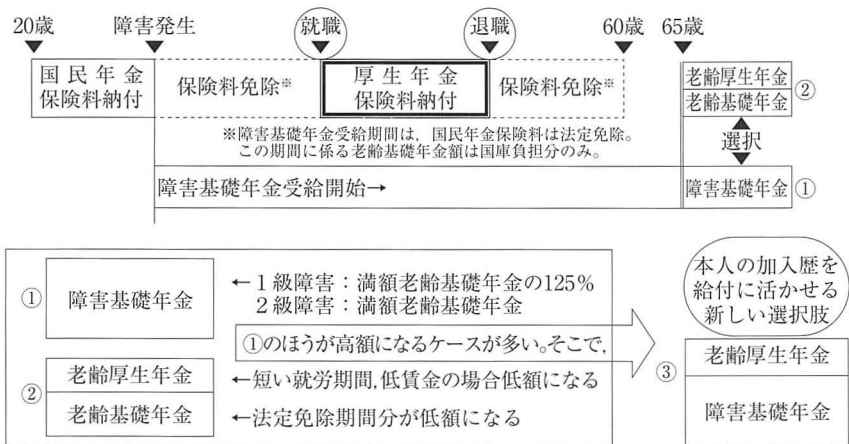


図10-1 障害基礎年金と老齢厚生年金の組み合わせ

## 2. 遺族年金 ― 一家の働き手が死亡したとき ―

### (1) 遺族年金の基本的な特徴

公的年金の3つ目の種類として遺族年金がある。これは老齢年金と障害年金が本人を対象として、高齢や障害の場合に賃金代替給付という性格の所得保障を行うのと比べて性格が異なる。というのは、この場合には本人は死亡しており、その本人によって生計を維持していた一定範囲の遺族に対する所得保障という性格があるからだ。つまり、扶養代替給付という性格を持っている。このような性格から明らかなように、遺族年金はもともと給与によって本人とその家族の生活を維持していた勤め人を想定し、世帯単位の保障という発想に基づいている。

遺族年金のもつこうした構造の特殊性から、基礎年金を導入したときに一番無理がきたのがこの遺族年金だ。というのは、(旧)国民年金はもともと個人単位の加入でそれぞれごとに老後や障害時に年金を支給するしくみだったので、一般的な遺族年金というしくみはなかった。ただ、夫が死亡した場合に残された妻に18歳未満の子がいたり、子だけが残された場合には母子年金や遺児年金という給付があった。これに対して、厚生年金は勤め人がその給与で配偶者と未成年の子、場合によれば老親を扶養しているため、その死亡時に残された広い範囲の遺族を対象として所得保障するしくみになっていた。

このため、基礎年金の導入に伴い、すべての国民に共通の基礎年金としては母子または遺児を対象とした遺族基礎年金とし、厚生年金は勤め人の場合の上乗せとしつつ、勤め人とその家族でこれに該当しない範囲については遺族厚生年金に特別な加算を設けることにより、(旧)厚生年金当時の遺族への保障が損なわれないように手当てした。

さらに、遺族厚生年金はこのようにももとは夫の給与によって妻と



未成年の子が扶養されている世帯モデルを前提にしているが、近年では女性も勤め人として共働きの世帯も多くなっている。そうすると、その場合の妻の自分の働きにより獲得する老齢厚生年金と夫が死亡した場合の遺族厚生年金の保障をどう調和させるか、という問題も生じている。このような遺族年金の特徴を頭に入れて、以下の具体的なしくみを考えてみよう。

## (2) 国民年金の遺族基礎年金

### 1) 要件

国民年金の遺族基礎年金は、①被保険者が死亡した場合、②被保険者だった人で60歳以上65歳未満の人が死亡した場合、③老齢基礎年金の受給権者が死亡した場合に、その人により生計を維持していた子のある配偶者(妻もしくは夫)または子に対して支給される。当初は遺族基礎年金の対象者は子のある母か子に限られていたが、近年の離婚の増加などによる父子世帯の増加やその支援の必要性などから、制度が改正され、2014年4月からは子のある父にも支給されることとなった。

遺族基礎年金の支給の対象となる子とは、18歳に達した後、その年度の年度末を迎えるまで、または20歳未満で1・2級の障害等級に該当する障害のある子をいう。これに該当する子のいない配偶者は対象とならない。

生計維持の基準は、被保険者の死亡当時その人と生計を同じくしていて、年間収入850万円以上の収入を死亡当時および将来(おおむね5年間)にわたって得られないと見込まれる場合に該当する。

また、障害基礎年金と同様に、死亡までの被保険者期間のうち保険料納付済期間または保険料免除期間を合わせて3分の2に満たない(保険料未納期間が3分の1を超える)場合には支給されない。

## 2) 年金算定式

子のある配偶者に支給される遺族基礎年金の額は、780,100円/年(65,008円/月、2015年度)に子の数に応じた加算額を合わせた金額となる。子の加算額は障害基礎年金と同額である。

また、子に支給される遺族基礎年金の額は、対象となる子が2人以上いる場合には、780,100円に子の人数から1人を引いた子について1人については224,500円、それ以外については1人につき74,800円を加算した額を子の人数で割った金額とされる。

遺族基礎年金の受給権は、受給権者が①死亡したとき、②婚姻したとき、③養子となったときに消滅するほか、子のうちに対象から外れるものが出てくれば、その段階で年金額が減額され、最終的に該当する子がいなくなれば配偶者の遺族基礎年金は失権する。

## (3) 遺族厚生年金

### 1) 要件

遺族厚生年金は、①被保険者が死亡した場合、②被保険者だった人が資格喪失後に被保険者当時に初診日のある傷病によって5年以内に死亡した場合、③1級または2級の障害等級に該当する障害厚生年金の受給権者が死亡した場合、④老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たす人が死亡した場合に、これによって生計を維持していたその遺族に対して支給される。ただし、死亡前の保険料納付の要件は遺族基礎年金と同様である。

生計維持の基準は、遺族基礎年金と同一である。

対象となる遺族は表10-1に掲げる親族のうち被保険者によって生計を維持していたものである。対象となる範囲は遺族基礎年金と比べるとずっと広く、その間の優先順位は番号のとおりで、上位者がいる場合にはそ

表 10-1 遺族の順位

順位	遺族の種類
1	配偶者（夫の場合は被保険者等の死亡時に55歳以上であること）または子（18歳到達年度の末日までまたは20歳未満で1級か2級の障害に該当する者）
2	父母（被保険者等の死亡時に55歳以上であること）
3	孫（18歳到達年度の末日までまたは20歳未満で1級か2級の障害に該当する者）
4	祖父母（被保険者等の死亡時に55歳以上であること）

- (注) 1. 子に対する遺族厚生年金は、配偶者が遺族厚生年金を受給している間は支給停止。
2. 夫、父母、祖父母に対する遺族厚生年金は、60歳に達するまでは支給停止。ただし、夫が遺族基礎年金を受給できる場合は、この限りでない。

れよりも下位の人は受給できない。また、上位者が死亡等により受給権を失っても、下位者に受給権が移ること（転給）はない。

## 2) 年金算定式

遺族厚生年金の額は、死亡した被保険者の老齢厚生年金の額の3/4とされる (①)。

ただし、死亡した被保険者の被保険者期間が300ヶ月に満たない場合には300ヶ月の最低保障がある。

このように遺族厚生年金は、もともと勤め人の妻について夫の死亡後の生活保障を行うという機能を有しており、基礎年金導入後もその役割が損なわれないように手当てされてきた。しかし、他方で、近年では女性も自ら勤め人として働き、厚生年金の被保険者となって、その給与から保険料を納め、自らの退職後に備えることができる人が増えてきてい

る。このような共働き世帯の場合には、妻が自分の老齢厚生年金に加えて夫の遺族厚生年金をそのまま併給する必要性はなく、どちらか一方だけでよい。しかし、現実にはまだまだ女性の給与は男性よりも低かったり、勤務期間が短かったりするために、その受け取る老齢厚生年金の額は夫のそれよりも低い場合も多い。

このため、遺族厚生年金による残された妻の生活の保障という機能は保持しつつ、できるだけ妻の老齢厚生年金も生かされるように、1994年の改正により、65歳以上で老齢厚生年金の受給権を有する配偶者が遺族厚生年金の受給権を取得した場合には、自分の老齢厚生年金(②)か夫の遺族厚生年金(①)かという2者択一に加え、第3の選択肢として、次のAの額とBの額を合わせた金額(③)とを比較して、最も多い額を支給することになった。

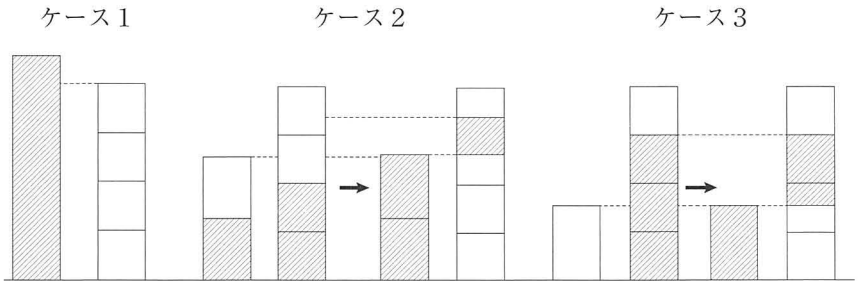
A：夫の遺族厚生年金(①)×2/3＝夫の老齢厚生年金×3/4×2/3＝夫の老齢厚生年金×1/2

B：妻の老齢厚生年金×1/2

③は、つまり夫と妻の2人の老齢厚生年金で生活していた夫婦について、夫が死亡したのでその半分を保障しようということだ。

さらに2004年の改正により、①、③の場合に、妻の掛けた保険料の全部または半分が役に立たないという「掛け捨て感」をなくすため、まずは妻の自分の老齢厚生年金を優先して全額支給し、それと①、③の額との差額を遺族厚生年金として支給することとされた。

実際の支給は、この3つの算定式で計算して、そのうち最も高いものが支給されるが、どの選択肢が最も高くなるかは、妻の老齢厚生年金と夫の老齢厚生年金の額の相対的な関係によって決まってくる。その関係を図10-2に示してみたので、実際に例を作って計算してみよう。



注1 いずれのケースにおいても、左が妻の老齢厚生年金、右が夫の老齢厚生年金。

注2

ケース1: 妻の老齢厚生年金  $\geq$  夫の老齢厚生年金

⇒妻の老齢厚生年金

ケース2: 夫の老齢厚生年金  $>$  妻の老齢厚生年金  $\geq$  夫の老齢厚生年金  $\times 1/2$

⇒妻の老齢厚生年金  $\times 1/2 +$  夫の遺族厚生年金  $\times 2/3$  (=夫の老齢厚生年金  $\times 1/2$ )

ただし、妻の老齢厚生年金を優先し、差額を遺族厚生年金として支給

ケース3: 夫の老齢厚生年金  $\times 1/2 >$  妻の老齢厚生年金

⇒夫の遺族厚生年金

ただし、妻の老齢厚生年金を優先し、差額を遺族厚生年金として支給

図 10-2 妻の老齢厚生年金と夫の遺族厚生年金の組み合わせ

#### (4) 遺族年金の構成

ここまでの説明ですでに遺族年金という、残された遺族の扶養のためのしくみと個人単位で所得保障を行うしくみとの調和の難しさを実感されたと思う。このため、(旧)厚生年金を基礎年金の導入に伴って再編成した際には、従来のしくみで保護される遺族が不利益を被らないように細心の注意が払われて手当てがされている。今後の公的年金の単位をどう考えるか、という課題とも密接につながるので、被保険者の死亡の場合の遺族年金による被扶養家族の所得保障の全体像をもう一度確認しよう。

### 1) 農業、自営業等の場合

この場合は、(旧)国民年金とほぼ同様に、被保険者により扶養されていた子のある配偶者または子の場合に限り、遺族基礎年金のみが支給される。

### 2) 厚生年金の被保険者である勤め人の場合

子のある配偶者または子の場合には、遺族基礎年金と遺族厚生年金を合わせた額が保障される。しかし、遺族基礎年金は子が18歳に達した年度の年度末までしか給付されないが、中高齢になった妻がそこから自分で働き始めて生計を立てるのは困難な場合が多い。かといって遺族厚生年金だけでは生活するのに十分ではない。このため、40歳以上65歳未満の妻の場合には、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が行われ、遺族基礎年金の4分の3(585,100円/年)が加算される。65歳に達したら、今度は自分の老齢基礎年金が受け取れるため加算は廃止されて、これと遺族厚生年金とで生活していくことになる。

さらに、(旧)国民年金法当時の厚生年金の被扶養配偶者は国民年金への加入は任意とされていたため、加入していなかった人の老齢基礎年金は低額になってしまう。このため、このような年齢層の人については、65歳に到達した後も、中高齢寡婦加算額と1986年4月以降の国民年金への加入可能期間の長さに応じて計算されるその人の老齢基礎年金の額との差額が経過的寡婦加算として支給される。

このように、遺族年金のしくみは、人々の働き方や世帯の老後の暮らしの実態などを考慮しつつ、きめ細かな配慮がされている。

**演習問題**

1. 障害のある人たちの生活の基礎として重要な役割を果たしている障害年金について、障害基礎年金と障害厚生年金の受給の要件と算定式を確認し、事例を用いて実際に計算してみよう
2. 遺族厚生年金について、共働き世帯の場合に夫婦それぞれの老齢厚生年金額の組み合わせを作ってみて、どのような場合にどの年金を受け取れるか確かめてみよう。

**参考文献**

服部営造編著『年金の基礎知識 全訂新版』自由国民社、2015年